

産業構造審議会 商務流通情報分科会 割賦販売小委員会 第23回 議事録

日時：平成31年4月19日（金） 16時00分～18時00分

場所：経済産業省本館2階西3共用会議室

○正田商取引監督課長 定刻になりましたので、割賦販売小委員会の本年第4回の会合を始めさせていただきますと思います。

本日は、翁委員、柳川委員が所用によりご欠席でございます。

よって、本日は、委員11名のうち9名がご出席ということで、定足数に達していることをご報告いたします。

それでは、山本委員長、本日の進行をお願いいたします。

○山本委員長 委員の皆様、本日もどうぞよろしくお願いいたします。

早速、本日の議題に入りたいと思います。本日は、「決済情報の利活用」と「時代の要請を受けた消費者保護の課題」の2テーマとあわせまして、本年第2回目の会合において議論を行いました「与信審査における性能規定の導入」について討議をお願いしたいと思っております。

その後、これまでの議論を踏まえまして、中間整理の骨子案を事務局よりお示ししていただき、討議をお願いしたいと考えております。

本日も盛りだくさんの内容となっておりますが、まずは「決済情報の利活用」と「時代の要請を受けた消費者保護の課題」の2テーマにつきまして、事務局からまとめて説明をお願いいたします。その後、キャッシュレス推進協議会から現状の取組みについてのプレゼンをいただきたいと思いますと思っております。

これらのプレゼンテーションの後、まとめて質疑応答や討議の時間をとりたいと思っております。

それでは、まず、事務局より資料の説明をお願いいたします。

○正田商取引監督課長 まず、「決済情報の利活用」ということで、資料2をご覧くださいと思います。

1ページ目につきましては、オープンAPIに関して、どのような取組みを進めていったらいいかということでございます。左側に、銀行法におけるオープンAPIの取組みということで、金融機関におけるAPI開放の努力義務と電子決済と代行業者の登録の制度について概略をお示しさせていただいておりまして、他方、右側では、クレジット分野に

においてどのようにこれまでオープンAPIに関する取組みがなされてきたかということをご概括させていただいております。このあたりにつきましては、本日、キャッシュレス推進協議会の福田事務局長からご説明がございますので、簡単に申し上げたいと思います。

そういった観点から、一番下のところですが、論点といたしまして、オープンイノベーションを推進して、新たな付加価値やサービスを生み出していくということについてどのように考えるかということです。特に、クレジットカード分野において、より一層のAPI開放を進めることが必要ではないかという議論となります。こういったご意見、ご議論がございますけれども、この点についてどのように考えるかということでもあります。

次のページは全く参考ですので、オープンAPIの意義ということで、割愛させていただきたいと思います。

また、オープンAPIとは別の論点ですが、3ページ目のところに、やはり決済情報を利活用することによって、これを軸足にしながら、複合的なビジネス展開をしていくといった新たなビジネスモデルが進んでいるということでございます。

左側は、アリババの例を示させていただいております。右側はLINEの場合の事業展開について概略をご説明しております。決済にとどまらず、金融における少額の貸付けや保険など、いろいろな事業分野に複合的に展開していく中で、こういったビジネス展開も踏まえながら、クレジット分野でどのような展開を進めていくかということもこれからの課題であろうと考えております。

また、次のテーマである「時代の要請を受けた消費者保護の課題」についてでございます。資料3でございます。

まず、大きく2つテーマがありますが、1つ目のテーマといたしまして、成年年齢の引き下げと新成年への対応です。ご承知のとおり、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられる中で、これにどのように対応していくかということで、関係府省庁連絡会議というものが開催されております。この中で、下に工程表と書いてありますが、クレジット分野につきましても、ほかに貸金の分野も同様に並んでおりますけれども、クレジット取引の分野についてどのように対応していくかということで、工程表といたしましては、与信審査をしっかりとって過剰与信防止をしていく。さらに、そのみならず、引き続き必要な対応について業界と議論していくということでございます。

また、2ページ目ですが、クレジットカード会社による取組みの現状について説明をさせていただきます。真ん中ですが、会社ごとに、自主的な取組みといたしまして、

例えば、極度額を小額に設定するでありますとか、30万円以下の極度額の特例にかかわらず、原則支払可能見込額調査を実施する。こういった企業が非常に多くみられます。

同様に、日本クレジット協会でも取り組みをされておまして、自主ルールの策定、それ以外の教育活動、支援活動、こういったものに取り組んでおります。小さな文字で恐縮ですが、例えば、クレジット教育に係る教育教材の提供ということで、全国の高校等に案内し、希望のあった約850校からこういった希望があった場合には無償配布する、あるいは勉強会、講師派遣なども進めております。

こうした中で、成年年齢が引き下げられることで、現在の未成年への対応を参考にしながら、新成年への対応をどのように考えるかということでもあります。

2番目の論点といたしまして、3ページ目ですが、書面交付に関して、最近の動向を踏まえて、電子化していくことについてどのように考えるか。

上の青い枠のところについて、前回の改正、割賦販売法28年改正にて、少なくとも加盟店につきましては、利用者に対する書面交付について、事前の利用者の承諾を必要とせずに電子メール等による情報提供——書面ではなく、情報提供という形で可能とすることとなりました。ただし、書面交付を求められたときは、法定事項を記載した書面交付が必要となります。こういった中で、包括信用購入あっせん業者はどのように対応するかという論点になります。

その考え方としまして、1つ考え得るのは、包括信用購入あっせん業者につきましては、加盟店の場合と同様に、コストとか手続、こういったところを踏まえて、事前の承諾がないとしても、電子メール等による情報提供という形でこの義務を果たすということではどうかという点があります。

仮に見直しを行った場合、例えば、会員規約や毎月の利用明細などについて、電子メールやホームページ上のマイページなどで情報提供をすることになろうかと思います。

さらに、若干一歩進みまして、包括信用購入あっせん業者、加盟店、それぞれについてですが、スマートフォン・パソコン完結型のサービスについては完全電子化すべきというご意見が非常に根強くございますけれども、これについてどのように考えるか。

こういったところが論点かと思っております。

以上でございます。

○山本委員長      どうもありがとうございました。

続きまして、キャッシュレス推進協議会の福田事務局長から、官民連携したクレジット

分野におけるオープンAPIに関する取組みと今後の展開につきましてご説明をお願いできればと思います。時間も限られておりますことから、5～10分程度にてよろしくお願いいたします。

○福田氏     キャッシュレス推進協議会の福田でございます。座って失礼をいたします。

それでは、私から、資料4に基づきましてご説明を差し上げたいと存じます。

主なテーマとしましては、クレジットカード業界におけるAPIということでございまして、2ページ目の銀行業界における整備状況との違いがございます。

ご案内のとおり、銀行業界におきましては、改正銀行法にてAPIの開放の努力義務というものが課せられました。それに合わせる形で、全銀協さんのほうでガイドライン、FISCさんのほうでチェックリスト、そして、全銀協さんのほうで契約書のひな型を作成されているというのが、今までの銀行業界の流れかと存じます。対しまして、クレジットカード業界におきましては、割販法上の改正は今のところ予定はされていないと伺っております。

そのような中、昨年4月に経済産業省さんのほうで、クレジットカードの特に参照系と呼ばれる決済情報をみるためのガイドラインが制定をされました。昨年度、そのガイドラインを受けて、当協議会の中で、残りのチェックリスト、契約書のひな型、そしてガイドラインの更新系への拡大について検討をさせていただいております。

3ページ目、当協議会における検討でございますが、基本的には、APIガイドラインの整備の背景・目的は、先ほど申しましたとおり、更新系、参照系というところに広げていくことでございます。

大きく2つのテーマについて扱わせていただきまして、1つ目はイシュー参照系ということで、イシュー参照系のAPIの電文の標準化でありますとかセキュリティなどについての検討を行ってまいりました。2つ目が、更新系へのガイドラインの対象範囲を拡大することについて検討を行ってまいりました。

4ページ目、イシュー参照系の検討内容でございますが、先ほど申しましたとおり、銀行界と同様に、電文仕様の標準、契約のひな型、接続のチェックリストについて作成させていただいております。現在、最終化を行っている状況でございます。

5ページ、それぞれ簡単にご説明させていただきますと、電文仕様標準に関しましては、検討している私どもの会員のメンバーへのアンケートの結果、カード情報照会、取引明細、請求履歴照会、ポイント残高照会、利用可能額照会、この5つの電文について標準化を実

施いたしました。

細かいところは下に書いておりますが、かなり活発な議論がされましたが、クレジットカード業界としまして、なかなか各項目、取引日というのが何を指すのかであるとか、引き落とし日というものの設定があるのかないかとか、かなり細かい部分での確認作業が大分入りまして、かつ、各社でデータのもっている形であるとか管理の仕方が異なるというところがわかりました。それを踏まえながら、やや広範な電文の仕様標準となっておりますが、一旦はこの5つの電文についての仕様を定めさせていただいているところでございます。

6 ページですが、もう1つは契約のひな型でございます。ここに関しましては、全銀協が定めた銀行法に基づくAPI利用契約の条文例をベースに検討を行っております。基本的には、全銀協さんの利用契約ひな型に基づいてやっているところが概況ではございます。目的としましては同じでございますので、できるだけn対nになる契約の中で、いろいろなものが出てこないようにすることを目的に、この条文例を作成させていただいております。

7 ページ目が接続チェックリストでございますが、ここもFISCさんが定めた接続リストを参考に策定をしております。したがって、参照系のチェックリストや契約ひな型に関して、銀行業界のものを参考にさせていただきつつ、クレジットカード特有のものを都度盛り込んでいるということが基本的な活動になってまいります。

8 ページ目ですが、反対に、対象の拡大という意味では、今回は、「A. イシュー全体の更新系」、「B. 決済電文」、「C. 加盟店売上系参照」に関して検討を行わせていただきました。

いろいろ拡大の検討をさせていただきましたが、今年度に関しましては、少なくとも更新系というものは対応しなければならないという認識はできましたけれども、具体的なサービスというものが余り発達していない現状を鑑みて、まずは、ガイドラインとして更新系についても対象にすることを明記したところで今年度はとどまっております。

したがって、9 ページ目のところに、昨年4月の経産省さんのお出しになられたAPIガイドラインから公開をしている部分でございますが、ポイントとしては赤字のところでございます。

まずは、本ガイドラインの目的のところ、クレジットカードに限らない決済事業者でございますが、決済データそのものを対象とさせていただいておりますので、クレジット

カード業界以外のコード決済であるとか、そういったものも対象と考えております。

そして、1. と 2. の部分につきましては、同様の仕組みで動いているブランドプリペイドカードなどへの転用も可能ではないかという点について言及させていただいております。

また、参照系だけではなく、認証系、更新系という分野についてもこのガイドラインが使えることについて追記をしております。

10ページ目ですが、そういう形で、今、更新系の部分については公開を行っているところでございます。いろいろご議論させていただきましたが、やはりFinTech企業さんからみますと、銀行系とクレジットカードそれぞれで全く別物ができてしまうとかなり対応が困難になることが考えられますし、データを扱うという意味では、できるだけ金融全般で同じようなAPIを整備されるべきであろうと考えております。したがって、今回も、銀行業界さんの制定されたものになんか近いものででき上がっているところかと思えます。

今後の活動に関しましては、随時、このガイドラインの改訂に関する必要性については確認をさせていただきつつも、私どもの検討の中では、キャッシュレスを担当しておりますので、キャッシュレスそのものをもっと利便性を高くするためにという意味では、更新系を含め、ニーズの高まりと同時に、ガイドラインの改訂というのを今後も検討をしたいと考えております。

駆け足ではございましたが、私からの説明は以上とさせていただきます。

○山本委員長      どうもご説明ありがとうございました。

ここからは、討議と質疑応答の時間としたいと思います。決済情報の利活用と時代の要請を受けた消費者保護の課題に関して、ご意見をいただければと思います。

議論がある論点に集中するようであれば、適宜、議事を整理させていただきますが、とりあえずこの2つのテーマについてご意見をいただければと思います。

委員のご発言を特にリジットに制約するものではありませんが、本日はテーマが盛りだくさんでありますので、ここの討議部分につきましては16時50分をめどに終わられればと一応予定してございます。

それでは、ご質問、ご意見がある委員の皆様、よろしくお願いいたします。

では、岩下委員、お願いいたします。

○岩下委員      ご説明、どうもありがとうございました。ただいま事務局及びキャッシュ

レス推進協議会さんからご説明いただきました情報の利活用について、誰がどう情報を利活用するのかというところについては、まだいろいろな考え方があるのだと思います。しかし、とりあえず現在の非常にクローズドなクレジットカードなり銀行取引なりの取引の内容を、もうちょっと多くの人に使いやすい形に変えていこうという意味でのオープンAPIへの取組みというのは、既に銀行分野で進んでいるところでもありますし、クレジットカード分野でも取り組んでいくことは大変意味のあることであります。また、これが全体としてキャッシュレスの推進になることも、大変望ましいことだと思います。

私はちょっと気になったのは、ブランドプリペイドは対象になるというお話がありましたが、最近はブランドデビットというのかなりふえてきているかと思います。ブランドデビットは基本的に銀行が提供するものでございますが、これは果たして銀行のAPIに該当するのか、それとも、クレジットカードのAPIに該当するのか。

実際にやっているのは、ビザ、マスターのネットワーク経由でやっているわけですから、何となく仕組み的にはクレジットカード側に近いような気がいたしますが、担い手としては銀行であるということで、もともとの制度が銀行とクレジットというものが分かれてしまっていることの問題がこういう部分にちょっと出てきてしまうところかと思いました。その辺の考え方についてキャッシュレス推進協議会のお考えを教えていただきたいと思います。

もう1つは、時代の要請に基づいた見直しの点についてでございますが、とりわけ、完全電子化をスマホ決済についてはしてほしいといったご意見があるという話をお聞きしました。また、実際、私は日々、クレジットカードその他の決済手段を使っておりますが、必ず端末から紙のレシートやお客様控えが出てきて、これをとっておいてくださいといわれるわけですが、果たしていかほどの人があれをきちんととっておいて、後で自分のクレジットカード取引の引き落としが来たときに、それがちゃんと記録されているかをみているだろうかと思えます。キャッシュレスというのはいってみれば紙のお札をなくしていこうという話であるのに、紙のお札はなくなったけれども、紙のレシートはたくさん残っているというのはいかがなものかという感じがいたします。

加盟店ではもう既に義務はなくなったということで、法令上はそうなのかもしれませんが、実際にはほぼ義務的に各加盟店さんともやっぺらっしやるような感じがいたしますので、ここはどう考えたらいいいのかなというのが率直な感想であります。

これについては、例えば、半月ほど前でしたか、カリフォルニア州で、そもそも紙のレ

シートを発行したら、そういう事業者には罰金を科すというような州法が一部成立して、あとは知事が判断すればそれが実行できる状態になったという記事が外電で入ってきておりました。確かにアメリカでは大量のクーポンがレシートに印刷されていきますから、それは資源のむだだという感じがするようです。日本においても、毎回、取引のたびに、クレジットカードの取引なのに、あるいは、スマホ決済の取引なのに、紙がビツと出てきて、これを取っておいてくださいと渡されるというのは、電子商取引の場合は全てオンラインで完結しているご時世に、なぜそこに紙が必要なのだろうかといつも不思議に思っていました。

一部のクレジットカード会社さんは、取引が終わった都度、電子メールによる配信によって、「あなたはこういう取引をしましたね」ということを送ってくれるところもございます。そうした形でオンライン化したほうがユーザーにも親切であろうし、あるいは、実際の犯罪を防止する、不正な利用を防止するという意味からも有効であろうと思うわけです。これはそれぞれの会社によって対応できる、できないというのがあるのだと思いますけれども、そういう方向に是非もっていくように指導を変えていくことができないかなと感じた次第でございます。

以上でございます。

○山本委員長　　ありがとうございました。

今、岩下委員のほうから、キャッシュレス推進協議会のほうにご質問がありましたので、まず、それについてお答えをお願いいたします。

○福田氏　　ブランドデビットの取り扱いに関しましては、当然、検討の俎上には上がってまいりまして、検討させていただきましたが、岩下先生のご指摘のとおり、ここの所掌範囲はどこなのだというところが明確になっていないことと、電子決済と代行業者さんもうらっしゃるというところで、今年度に関しては一旦置いておくことにさせていただいております。協議会としましては、次年度以降、全銀協さんや電代業協会さんを含めまして、いろいろな方とお話をさせていただきながら、日本全体として一つの金融APIのようなものを作成できればとは考えているところでございます。

○山本委員長　　どうもありがとうございました。

それから、岩下委員の後半のご意見につきましては、資料の書面交付義務のところですが、主としては、買い物をしたときのレシートのお話をされたと思います。本日はそれ以外にも、カード会員規約をどうするかとか、毎月の利用明細の、それから、リボの場合の

請求書とか、いろいろな種類のものがございます。そのあたりもできれば深掘りした議論を本日期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

ほかにご意見はございますでしょうか。

沢田委員、お願いいたします。

○沢田委員     ありがとうございます。最後の書面交付義務のところコメントさせていただきます。

事務局の資料の中では、事業者さんが負担だからとしか書かれていないようにも見えますが、今、岩下先生がおっしゃったように、利用者の視点からも、原則、オンラインにすべきだと私は思います。それはレシートだけでなく、今、座長がおっしゃったいろいろなもの全てなのですが、とにかく紙は保管が大変ですし、検索性がないというのが一番問題で、必要な情報がすぐ出てこない、探すのが大変だというのが問題だと思っています。

メールでいただいても、一定期間過ぎれば消してしまいます。紙よりはメールのほうが検索性は高いと思いますが、でも、消してしまう。そうすると、オンラインで自分の履歴や契約関係など全てが一覧できて、いつでもダウンロードもしくはエクスポートできるというのが、利用者にとっては一番便利だと思います。

リテラシーが不十分な利用者がいるというのは常にいわれることですが、スマホやPCを利用して購入されているのであれば、スマホやPCでのマイアカウントへのアクセス方法を丁寧に説明すれば、それでいいのではないのかなと思います。

もう1点、そういった自分の情報が一覧できるということは、自己管理をしやすくするという面からも有益だと思います。先ほどのAPI連携の話にも、もしかしたらつながるのですが、事業者さんのところにある自分の情報を自分で管理するというのは、ポータビリティの観点からも今後は非常に重要になってくると思いますので、是非その方向で検討をお願いしたいと思います。

以上です。

○山本委員長     どうもありがとうございます。

沢田委員のご意見の確認ですが、今、3ページの右下の箱のところのスマートフォン・パソコン完結型については完全電子化というご意見ですね。その上の箱のところについては特にご意見はなかったように思いますが、これは後でまたよろしくお願いします。

では、池本委員、お願いします。

○池本委員     池本でございます。まず、情報の利活用に関連してですが、今お話を伺っ

ていて、銀行で先行してオープンAPIが進展したと。ただ、そのときには、送金サービスとか口座管理サービスなどで先行して動きがあって、顧客の口座へアクセスするのに銀行が第三者からは認めないので、本人の暗証番号を預かってやるという、逆にいびつなこともあったので、ちゃんとルール化しようという議論があったはずです。

それに対して、先ほどのご報告の中で、クレジットでも利活用できるような準備はしているという話があったのですが、そもそもどういう分野でどういうニーズがあって、それについて消費者の側がその利用を望んでいるのかどうかという消費者の意識調査、あるいは、事業者としての実態がどこまで進んでいて、今これを制度化する必要があるのかという、前提の事実関係が明らかにされていないように思うのですが、そのあたりは、業界側あるいは経産省の側で情報収集されたものがあれば、お伺いしたいと思います。それが1点です。

それから、書面交付を電子データでというところについてです。これは2年前の法改正のときに、販売店における書面交付を電子データでの情報提供でよいことにしようと。ただ、そのときにも、消費者の実際の行動パターンなども尊重して、書面を希望する場合にはその書面を交付するようにしなさいという制度と、それから、カード会社からは書面が出るのだから、それで確認できるでしょうという、2つの理由があったかと思います。

今回の議論では、今の現実の消費者の行動との関係でのセーフティネットはどのようにされるのか。特にカードの不正利用との関係でいうと、必ず直後に届いたらすぐに確認して、自分が使ったものとそうでないものを照合しましょうということが一般には啓発されていますが、紙で届けばみるでしょうけれども、あるいは、百歩譲って、電子メールで直接届けばみるでしょうけれども、サイトへアクセスして自分で開いて確認しなさいといって、現実にはどれだけの人がそれを実行できるか。そのために不正利用の発見がおくれるということにならないか。そういう危惧があります。

その意味で、電子データにするという場合でも、電子メールによって直接送るというものと、ホームページにアクセスしなさいということでは、意味が全然違うと思います。少なくとも消費者にとっての受けとめが違うと思いますが、そのあたりの制度設計をどう考えるべきか。両方とも電子情報だから同じだということにくっってしまうのか、それとも、消費者にとっての実際の利用の可能性ということで線引きをするのか。そこについての消費者の意識はどうか。そのあたりの実態調査をなさっているかどうか。それから、今の線引きについてどうお考えかということをお伺いしたいと思います。

○山本委員長　　今のご発言の後者は、ご意見ということでよろしいですね。それもやはりご質問でしょうか。前者のビジネスニーズについては、業界の方々からいろいろご紹介があるかと思いますが、後者はむしろ、そこを慎重に見極めて、書面交付を簡単に電子化するべきではないというご意見、ということではありませんか。

○池本委員　　いえ、質問として、少なくとも消費者の意識については、どのような把握もしくは今後どうされる予定なのかということをお伺いしたいと思います。

○山本委員長　　わかりました。ということで、2つご質問が出ましたので、まず、ビジネスニーズとしてこういう活用が考えられているという、お詳しい方がおられましたら、ご紹介いただければありがたいです。

では、辻様、お願いします。

○瀧氏（辻氏代理）　　辻の代理で来ておりますマネーフォワードの瀧でございます。

議論中で出てまいりましたAPIのニーズに関しまして、弊社を事例にとりますと、マネーフォワードは家計管理のツールで、銀行のデータを取得してくるというのもあるのですが、クレジットカードを複数おもちの方々が、表現を変えれば、みずからの多重の債務を一元化して管理するために使っているというケースは、弊社でいうと、多分、導入する理由の上位に出てくるものでございます。

実態としても、エムアイカード様やクレディセゾン様とは既にAPI連携の実績がございまして、弊社の個人向けユーザーでは、自分の債務管理に使うというのはかなりレゾン・デートルに近いところがございます。そういう意味では、実体はありますというのがお答えでございます。

なお、ご認識おき頂きたいのは、弊社では送金はしないのです。代行して送金というのはしません。ただ、データを参照することは確かに代行しているところでして、家計簿では、いわゆるキャッシュカードの4桁の暗証番号にあたる情報を預かることはいたしません。データを取得するための参照用のパスワードは致し方なく暗号化の上お預かりしておりますが、送金リスクというところは遮断して運営してきたというところでございます。

同様の事業者さんはほかにも、数百万ダウンロードある事業者さんが3～4社いるところでございますので、全部合わせれば、かなり消費者の利用実態がこの状況であると思いますし、APIの活用に限らず、例えば、従来型のスクレイピングでの取得というのも、顧客が自身を債務過多から保護する方向性でむしろ使われているというのが実態であると申し添えておきます。

以上でございます。

○山本委員長　　どうもありがとうございました。

ほかに、後者の消費者の意識調査については、事務局からよろしく願いいたします。

○正田商取引監督課長　　ご質問がありました。メールとホームページアクセスというのは違うのではないかというご指摘だったと思うのですが、そのところの実態把握については、個別にメールなのかホームページアクセスなのかと、今の時点で明確に何か調査をしているとか、そこまではもちろん行っていないわけですが、ただ、書面ではなくて、情報提供の形でやっていくということについては、今、その他の委員の方々からのご指摘がございましたけれども、我々が利用者の方々の意識について事業者の方々からお話を聞く中で、そうした一定の完結型のような形で、要すれば、ネット内で完結するようなビジネスにつきましては、むしろそういった形のほうが利用者にとっても非常に利便性が高いというお話は聞いております。

以上でございます。

○山本委員長　　それでは、二村先生がネームプレートを立てるのが早かったので、まず、二村先生、お願いします。

○二村委員　　ありがとうございます。まず、先ほど池本先生から、A P I 等による情報連携について、消費者の意識なりニーズというものはどうなのかというご指摘があったのですが、新しいサービスについて、そのサービスが出る前に、消費者がそれを欲するかと聞くこと自体がほとんどナンセンスというか、ちょっと言葉が強過ぎるかもしれませんが。例えば、実際にA P I 検討会の中で例示として出た海外の例ということで出たものでいえば、クレジットカードA P I のシステムにA P I 接続をして、自分でオン・オフを決められると。なので、盗難・紛失その他による不正利用の危険性を自分で制御できると。こういうサービスが海外にあります。それを聞かされると、ああ、なるほどと思うわけです。

ただ、抽象的にA P I でどうだといわれても、何をやるかわからないところではイエスもノーもないわけですね。どういうサービスが出てくるかという、その基盤をつくる話をしているときに、何か特定のサービスを前提として消費者の意向はどうだということを議論しても、余り意味はないだろうと思っております。これが1点目。

それから、2点目の情報提供なのか書面提供なのかという部分に関してですが、まず、ここの消費者の意識というところで、ダイレクトに示せるものではないでしょうけれども、現状でほぼ電磁的提供によっている楽天カードという会社があります。最もカード会員を

伸ばしています。カード・トランザクションのふえ方も物すごく激しいわけですね。消費者は、結局、デジタルであっても構わない、あるいは、デジタルを選好していると思えないでしょうか。

もし本当に紙をそんなに欲するのであれば、楽天カードだろうと何だろうと、そのカードを選ばないか、あるいはそこで紙を寄せということになるわけです。ただ、デジタルを使うことを最初に選んでいない人は、特に積極的に変える理由もないから、そのまま紙になるわけです。どちらのほうか今後を見通したときにより広範なサービスにつながり得るか、利便性を高め得るかという視点で考えた場合、原則をどちら側にもっていくかの話であって、それでも紙が欲しいですという人は紙を選べるという余地を残したっていいわけですね。

もちろん、デジタル完結のところでは本当に紙を残すのかとか、そういう議論はあるでしょうけれども、全ての部分について紙が原則ですということから入るのは、もはや次の時代をにらんだ新しいサービスを考えたときには、逆にレガシーのコストとなってしまうのではないかというのが、この問題関心だろうと思っています。

そういう点で、消費者保護というご指摘はもちろんあるでしょうけれども、保護する消費者の例が余りにも小さい部分だけをお取り上げになっている。その部分よりは、今後、もっと利便性を受けられるという消費者利益というものに注目すべきではないかと思っております。

○山本委員長　　今の二村委員の後半のご意見は、先ほどの３ページの箱でいえば、右上の箱で、原則、電子でオーケーと、こういうことを承りました。

次に、加毛委員、お願いします。

○加毛委員　　私も資料３の３ページについてコメントを差し上げます。まず、山本先生のおっしゃる「上の箱」につきまして、「原則として電子メール等の方法を利用する」という記述の「等」が何を意味するかが気にはなりますが、「電子メール」を利用することについては賛成です。私を含む多くの消費者は、仕事やプライベートで毎日電子メールを確認しています。それゆえ、例えば、利用明細を電子メールで送付する形にすると、能動的に利用明細をチェックしようと思わなくとも、日々メーラーを開くことによって、利用明細を確認する機会を持つことになります。私はデビット・カードについて、利用するたびに電子メールが届くように設定しているのですが、毎日カード会社からたくさんのメールが送られてきます。そして、時間的に余裕があるときには、それらのメールをチェック

することで、自分がどのような買い物をしたかを確認できるため重宝しています。

次に、山本先生のおっしゃる「下の箱」につきましては、ここでの提案が何を目的したものであるのか、良くわからないところがあります。「スマートフォン・パソコン完結型のサービスについては完全に電子化すべき」ということが、事業者にとって大きなメリットになると理解して良いのでしょうか。「スマートフォン・パソコン完結型」以外のサービスも提供している事業者にとっては、ビジネスの一部のみが完全に電子化されても、他のところで紙媒体が必要とされるのだとすれば、コストの削減にあまり役立たないようにも思われます。そのような事業者にとっても、コストを少しでも減らすことができればよいということなののでしょうか。それとも、今後、「スマートフォン・パソコン完結型」のサービスに特化した事業者が登場することを想定されているのでしょうか。

「上の箱」と区別して「下の箱」の改正提案を外出しにされた理由について、ご説明をいただければと思います。

○正田商取引監督課長     ちょっとわかりづらい資料で恐縮でございます。上の箱につきましては、先ほど申し上げました加盟店の場合と同様に、書面の交付を求められたときには、これは書面交付が必要になるというところまでの話でございます。

さらに、下の箱についてはもう一步踏み込んだところでございまして、スマホ・パソコンで完結するような場合には、完全電子化という意味ではあるのですが、特段、全て書面の形では発行はしないというところまで踏み込むという点についてはどうかということでございます。

○加毛委員     そこでは、事業者のサービスの一部についてのみ「完全電子化」が想定されているのでしょうか。あるいは、この提案は第一歩に過ぎず、やがては全てのサービスについて紙媒体の使用をやめるという考え方もあるという含意を持つものなののでしょうか。

○山本委員長     上の箱ですと、例えば、郵送でカードを申し込んだときでも、原則、電子でいいということになりますよね。ですから、例えば、ウェブ上でダウンロードできるというシステムをつくっておけば、郵送で申し込んだ人がカード会員規約が手元に、あるいはみていない段階で、それはもう情報提供されていると。こういう扱いになっていいかと。

後者は、スマートフォン・パソコン完結型ですから、最初の基本契約の設定であったり、その他の契約はユーザーが電子でやっているという前提なので、紙で請求することを否定しても、それはユーザーの立場からしてももう問題はないだろうと、ユーザーの立場に立

っての切り分けなのかなという感じで私は理解しておりました。

○加毛委員　　そう致しますと、今後、ユーザーによるオンラインでの取引が拡大すると、「下の箱」の提案が妥当する領域も拡大していくことになるのでしょうか。またそのような理解によれば、「上の箱」と「下の箱」との間に質的な違いがあるわけではなく、ある事業者が提供するサービスのうち、一定のものについては完全に電子化される一方、他のサービスについては原則として電子化を認めつつ、例外的に紙媒体の利用も残しておく、ということになるのでしょうか。

○正田商取引監督課長　　今の御認識のとおりだと思っております。

○加毛委員　　ありがとうございました。

○山本委員長　　オブザーバーの方も、ご発言がありましたら是非ご遠慮なくお申し出いただければと思いますが、他にご発言はございませんでしょうか。

それでは、田中委員。

○田中委員　　成年年齢の引き下げのところに関連してですが、現状、カード会社さんなどで、自主的にいろいろ取組みをされているということで、これは成年年齢が下がっても引き続き是非やっていただくべきことかなと思っています。

たまたま、先週、エストニアに行ってきました、銀行関係の方々と話をする機会があったのですが、エストニアは大分キャッシュレスが進んでいますと。まさに高齢者に対するデジタルへの移行みたいなことをどうしてきたのかという話と、子供たちへの教育をどうしているのかということ、余り詳しく聞く時間はなかったのですが、質問をしてきました。

高齢者のほうに関していうと、エストニアは、エストニアが独立したときから、政治・社会システム全般のデジタル化を推進してきました、20年以上やり続けましたと。その結果、今の高齢者もキャッシュレスに馴染んでいることをおっしゃっていて、じゃあ、やっぱり時間がかかるのねという感想をもちました。これは今回の話とは関係ないですが。

もう1点、子供向けのキャッシュレス教育というところというところ、小学校に入った段階から、学校でどのようにお金を管理するかということ、もうカリキュラムに組み込まれているという話をされていました。

成年年齢が18歳に下がるということだけに関していうと、そこまでという話ではあるものの、前回の議論にもありましたように、少額の決済について横断的に法律を整理するという話との関連も含めていけば、プリペイドなども含めて、小学生や子供が使う機会は

これからも増える中で、プリペイド、クレジット、デビットを含めたキャッシュレス教育みたいなものをどうやっていくのかということに関して、考えていく必要があるのではないかと思います。

以上です。

○山本委員長　どうもありがとうございました。

続きまして、池本委員、お願いします。

○池本委員　書面のことについて1つと、成年年齢引き下げのことについても一言申し上げます。

先ほど幾つか反論的な、むしろ電子データのほうが消費者にとっても利便性は高いのではないかといったご意見も含めて意見がありました。むしろ消費者が何を原則として望み、何を例外とするか。しかも、その原則・例外を今回転換するときに、電子メールで確実に届く形を希望しているのか、それとも、自分でアクセスするからいいのだというのを原則形態でよいということなのか。それは不正利用防止とか、みずからの管理のためにどういうものを望んでいるのかということの議論や実態調査抜きで方針を決めてしまうということには、私は違和感があります。

その意味では、これはまだ5月に向けてというところは中間整理の段階ということですから、そういったあたりの実態も踏まえて、単に現時点の消費者がどう希望しているかということだけではなくて、トラブル防止なども含めた選択肢として、もっときめ細かな議論が必要ではないかということを意見として申し上げておきます。

それから、成年年齢引き下げのことですが、先ほどクレジット業界の中で幾つか取組みがあるということで、例えば、与信の利用限度額を抑えるケースが何割あるとか、幾つか紹介がありましたけれども、経産省としては、これについてさらに一定の方向で促進してほしいということで働きかけをしているのか、単にそれは数字として確認をしたということなのか。

あるいは、1年前の調査ですが、さらに今年それを実施して、その後の進捗をみるのか。特に成年年齢の引き下げの施行までに一定の若年者の保護措置について、自主規制を含めた取組みをするようにということが社会的な課題として関係省庁の中でも議論されているところで、経産省としては一体どういうことを獲得目標としてやっておられるのか。そのあたりの見解をお伺いしたいと思います。

○山本委員長　では、事務局、お願いします。

○正田商取引監督課長 この実態調査で明らかになった取組みにつきまして、今後、これをどのようにとらえていくかということですが、まず、1つ、どうしていくかということについて是非ご意見を賜りたかったというのが、ここの論点の立て方になっているわけですが。いずれにせよ、この工程表におきましても、これから必要な対応について業界と議論と書いておりまして、1ページ目の右下のところですが、今後、2018年から施行の手前までの2021年までに何をしていくかということについては、必要な対応について議論していくことになっておりますので、この範囲のことをしっかり新成年の人にも、未成年の対応をしてきたことについて引き続きやっていくのか、それとも、これをどうしていくのかということは議論していきたいと思っております。

それを議論するに当たりまして、先生の皆様方からご示唆をいただきたいということでございました。

もう1つ、1年前の調査にはなりますが、この調査自体は昨年4月ですが、今後、こういった調査をやる必要があるかということにつきましては、検討しているところでございます。他方、先生が委員になられております消費者委員会のほうでも、この経過はきちんとみていく必要があるのではないかというご指摘をいただいておりますので、そういった指摘を踏まえまして考えていきたいと思っております。

○山本委員長 では、続きまして、岩下委員、お願いします。

○岩下委員 1点だけ。今、池本委員から、メールあるいはウェブによる参照、あと、書面という中で、どれがいいかということの議論についてのご発言がありましたが、そもそも電磁的な情報提供について、それが電子メールと、IDパスワード等によって保護された特定のウェブサイトアクセスして、その中身を閲覧するという方式だけでは実はないんです。その2つというカテゴリーに分けてしまうと、問題が広がってしまうという感じがします。

API化というのは、RESTful APIにして、できるだけ標準化して、そのデータを再利用しましょうということです。その再利用する人は、例えば業者かもしれないし、例えば今回の例でいえば消費者かもしれないわけですね。まさに瀧さんのところのお客様は消費者です。

消費者にとって、自分がどのような購入履歴を行ったのかというデータを主にウェブサイトからとってきて、その場合、今はスクレイピングが多いと思いますが、一部はAPIでとってきて、その上で、取ってきたデータをどのように分析するかというのが、今のパ

ーソナル・フィナンシャル・マネジメントのツールなのだと思います。そういう観点からすると、本当に一番望ましいのは、そこで出て来るデータも標準化されていて、それが自由にとってこられることが望ましいわけです。

例えば、最近ですと、マイナンバーカードを利用することによって、医療費の確定申告の書類について、医療費の確定申告する人は山のようなペーパーワークをするわけですが、これをしなくていいようにしようという国の取組みがあります。これは果たしてそのとおりに進むかどうかというのは私も興味深くみているわけですが、基本的にこれからはそういう取組を他の分野にも広げていかなければいけない。例えば、このような個人の決済データであったり、クレジットカードの利用履歴であったり、さまざまな送金の履歴であったり、あるいは領収書の類いであったりします。2023年度からはインボイスが義務化されますので、そういう取引におけるインボイスの電子版もできてきます。その場合、それぞれがカスタマイズしたウェブサイトで提供されて、これを自由なフォーマットでとっていただくということになりますと、それをやる業者さんにはたまったものではないので、それもできることなら標準化してほしいのです。

そういう方向でみていったほうがよくて、今ある最低限の紙、電子メール、それぞれがばらばらのウェブサイトの先にもっと優れた技術があります。もちろん、その技術そのものについて法律で書くわけにはいきませんが、そういう方向性でこれから世の中変わっていくのではないかなということを意識してやられるといいのではないかなと思いました。

○山本委員長     メールとウェブだけに限った議論はしておらないと。代表的なものとして議論していることと理解しております。

では、加毛委員、お願いします。

○加毛委員     繰り返して恐縮なのですが、資料3の3ページについて、1つコメントがあります。先ほど山本先生から、利用者の立場に立った切り分けというお話がありました。しかし、利用者の利益という観点からは、「スマートフォン・パソコン完結型」のサービスについても、紙媒体という選択肢を残しておいていいように思います。それゆえ、「下の箱」は、やはり事業者にとってのメリットを正面から議論しているものと理解すべきように思われます。

次に、資料3の2ページにつきまして、新成年となる18～20歳を含む未成年者に対して特別の配慮をすることが紹介されています。もっとも、成年年齢に関する近時の議論では、ある年齢を境として大きな変化が生じることが実態に即していないことが指摘されており、

これから大人の仲間入りをする若者に対して段階的な支援を行うことが望ましいと主張されています。

このような観点からは、18～22歳に限定することなく、例えば、最近は大学院に進学する人も相当数存在するので、24・25歳までに視野を広げた支援を考える必要があるように思います。このことは社会全体で考えるべき課題といえますが、クレジットカード会社の取組みにおいても、成年年齢の引き下げを一つの契機ととらえたうえで、若者への段階的支援をお考えいただくのが良いように思われます。

○山本委員長      どうもありがとうございました。

では、藤原委員。

○藤原委員      ごく短く。3ページのこれまで出たご議論の整理は、委員長のご整理のとおりだと思うのですが、別の角度からいうと、ここでいっているキャッシュレス、それから、岩下委員がいわれたAPI標準化の話についてです。結局、キャッシュレスの本質は、当該データの利用可能性をどんどん高めるという話ですので、ここでの議論も、どこまで利用を消費者の立場として許容できるのだろうか、その角度からも少しみておけば整理はしやすいのではないかなと思いました。それだけです。

○山本委員長      このとらえ方について、3ページのところも含めていろいろなご意見があるようですが、前期の割販小委の議論では、ユーザーの利便性というよりは、「PCとかスマホでカードを申し込んでいるのだから、あなたは紙は要求できませんよ」といわれても、その人には酷ではないだろうという、デジタルデバイドというか、そういう観点からの意見があり、それを踏まえて資料のような区別が設定されているという側面もあると思います。

先ほども申しましたように、書面といっても、それぞれ書面なり情報提供の対象となっている情報についていろいろ種類がございます。その上で、紙でカードを申し込んだ方が積極的なアクションを起こしてウェブをみればよいということになった場合、その人が積極的にアクションを起こさない場合は、カードの与信枠設定契約の基本情報が届かないまま事態が推移すると、これは事業者の方にとっても、後々クレームをつけられる、トラブルの元になりうるということもありますね。

それから、情報提供という場合には、情報がユーザーの支配圏に届くというところまで必要なかどうか、それとも、ウェブでそのシステムを提供して、あとはユーザーのほうアクションしてくださいというので情報提供として足りるのかと。このあたりもかなり

議論のあるところだろうと思いますので、本日はかなり議論をいただきましたが、ここはまだかなり論点がある、また、書面一括法以来、歴史のある論点になりますので、さらに本日のご議論を踏まえて深めてまいりたいと思います。

それでは、恐縮ですが、時間の都合がございますので、続きまして、「与信審査における性能規定の導入」について討議したいと思います。

前回の議論を踏まえまして事務局が資料を準備しておりますので、ご説明をよろしくお願いいたします。

また、中間整理の骨子案を作成しておりますので、こちらをあわせてご説明をお願いいたします。

○正田商取引監督課長 資料5でございます。第2回の小委員会の際に、与信審査についてご議論いただきましたが、その際に幾つか検討課題がありましたので、その点についてまたご議論をちょうだいさせていただければということでもあります。

1 ページ目ですが、前回議論で「これまでの議論」と書いておりますけれども、高度な分析、AI分析、こういったものを駆使しながら、高度なスコアリングモデルを用いたり、こういった中で支払い可能な能力が判断できるようになってきています。こういうものについては、支払い可能見込額調査という画一的な審査方法だけでなく、こういったものを認めてはどうかということで、右の上側の赤文字のところですが、性能規定の考え方に基づき技術やデータを活用した与信審査の手法を許容するということについては、ある程度一定の認識が得られたのかなと思ってございます。

その際に、ただ、検討課題が2つあったと思います。

1 つ目は、左下ですけれども、指定信用情報機関の使用と登録の義務についてです。これにつきましては、支払可能見込額調査によらなくても支払い可能な能力を判断できるものであるから、使用の義務はないのではないかという議論と、それから、その場合であっても、使用の義務はあるだろうという議論がありました。また、登録につきましても、それぞれ登録が必要であるという議論と、登録は必要ないのではないか、いろいろな議論がございました。

また、右下のところですが、検討課題の2番目といたしまして、与信審査の適切性の確保ということで、複数の先生方からチェックは必要だというお話をいただきました。ですので、事前のチェックなのか、事後のチェックなのか、あるいは、どういう主体がチェックをするのか、その際の妥当性の考え方はどう考えたらいいか、そういうことが課題だっ

たかと思います。

2 ページ目ですが、まず、指定信用情報機関の信用情報の使用義務ということでございます。

左側は現行制度でありまして、極度額30万円以下の場合につきましては、まず、指定信用情報機関への照会をし、そこで延滞がある場合や、自社の債務額が50万円超の場合、あるいは他社債務を含めて100万円超の場合には、もう一回支払可能見込額調査をしないということになっております。

ですので、これはあくまでも支払可能見込額調査が必要になるかどうかを判断するためのものでありまして、この使用によりまして、債務額がこれこれだから与信してはいけないと、こういった規制は割賦販売法の中にはなくて、割賦販売法の中で求められているのは、左側の真ん中あたりですが、支払可能見込額、支払い可能な額を調査しなさいという義務がかかっているわけでございます。現行の場合には、この中で、クレジット債務というところを計算式の中で用いるためには、この正確な信用情報を使いなさいということになっております。

一番下の赤字でも書いてございますが、この指定信用情報機関の信用情報を見にいったとしても、その延滞状況とか債務額がどれだけあるかということによって与信の可否を決めることではなくて、あくまでもその数値をみなさいということです。それによって支払可能見込額を調査しなさいという義務がかかっているわけでございます。

これに対して、右側の真ん中のところですが、技術・データを活用した与信審査で支払い可能な能力を判断できるという場合には、これは割賦販売法上の支払可能見込額調査に相当する調査・審査ができるということでございますので、その場合には、これを支払可能見込額調査に代えることができるとしてはどうだろうかということです。

その際、先ほどもございましたチェックの問題ですが、ここのところは前回いろいろ指摘をいただいた後、事務局としても検討したところ、やはり行政等の第三者によるチェックをしっかりとって、それによって適切に実施できないという方には、こういった措置というのは適用しないということをしつかりやっていく必要があるのではないかということです。

その際、右下の一番下のところですが、こういった形で技術・データを活用した与信審査をするという場合には、この支払可能見込額調査の計算式を必ずしも使うわけではございませんので、ここで使用義務について一律の義務とする必要はないのではないかという

ことをご提示させていただいて、このあたりをどう考えるかということになります。

また、右側の上のところですが、指定信用情報機関への照会という意味では、支払可能見込額調査に相当する与信審査というのは常に行われておりますので、支払可能見込額調査を行うか否かを判断するための照会につきましても、不要であるということでございます。全体をあわせると、使用義務というのは、技術・データを活用した与信審査の場合には、一律には必要ないのではないかとということでございます。

次の3ページ目であります。指定信用情報機関への信用情報の登録についてです。

右側は現行制度であります。実態上、支払可能見込額調査が義務づけられておりますので、指定信用情報機関への加入が必要となってまいります。直接に加入しなければならないという条文はないのですが、実態上、加入が必要になります。

包括信用購入あっせんの登録の際にも、この加入指定信用情報機関はどこであるかということをお明らかにしなさいということをお申請書の添付書類の中で求めています。

そうした中、これは法律上の規制ですけれども、加入包括信用購入あっせん業者は、指定信用情報機関に対して信用情報を提供しなければならないということになっております。いわゆる登録をしなければならないということになっております。その際の基礎特定信用情報という法律用語でございますが、その場合の情報といたしましては、左側の下のところにありますが、法令上は全12項目ということで、氏名・住所のような基礎的事項から、保険証または本人確認書類の番号、債務残高、延滞の状況、さらには、1年間に支払いが見込まれる額ということで、これを計算して出しなさいということになっております。

これに加えて、指定信用情報機関と、これは株式会社としての信用情報機関としてですが、こちらと事業者の間での契約によりまして、最大で60項目を登録することになっております。

他方、3ページ目の右側ですが、こういった状況に対してどう考えるかということでもあります。右側の上の緑のあたりですけれども、事務局としてこう考えることについてどう考えるかということで、一つ、「少額・低リスクサービスであって、指定信用情報機関の信用情報を使用せずとも与信ができる」という場合については、義務を課さないことが考えられないかということでもあります。

他方で、「少額・低リスクサービスであっても、指定信用情報機関の信用情報を使用する」場合には、これはフリーライドしていただいても困りますので、それは当然登録していただく。

他方、さらに、少額・低リスクサービス以外のサービス、いわゆる高額分野でのサービスということになりますが、こちらについては、指定信用情報機関の信用情報を使うか使わないかにかかわらず、登録の義務を課するという考え方はどうだろうかということです。

その際、少額・低リスク分野での登録義務を課さない理由といたしましてここに幾つか書かせていただいておりますが、自ら指定信用情報機関の信用情報を使用しないで与信ができるという方に関して、自分は使わないけれども、他者による利用のために自らコストを払って登録しなければならないと、こういった法規制を課することが合理的かと思っております。

それから、前回でもご議論させていただきましたが、その費用対効果というところをどう考えるか。

あるいは、実際には従来型のカードサービスと新たな少額・低リスクサービスについてはマーケットが異なっておりまして、そういった意味では、この情報はどこまで有用性をもつか。

最後、4番目ですが、日常的な少額サービスの範囲についても、先ほど信用情報は何かということを申し上げましたが、詳細なプライバシー情報を求めることについてどう考えるか。

それから、登録義務を課す理由のほうですが、指定信用情報機関の信用情報を使っていなかったとしても、これはやはり債務額が大きくなりますので、この信用情報の信頼性といった観点、あるいは、過剰与信防止という観点も踏まえまして、登録義務は必要なのではないか。

また、先ほど申し上げましたとおり、少額・低リスクサービスであっても、使用する場合には、片務的な使用する権利だけを享受するというのは問題でございますので、そこは登録が必要ではないか。こういったことについてどう考えるかをお伺いさせていただきたいと思います。

4ページ目でございますが、今のところについて全体を整理したページになります。

特に重要なところにつきましては、事前・事後のチェックとして、プレッジ・アンド・レビューということで、事業者が用いる与信審査方法を明らかにしていただき、その際に、例えば、延滞率などを適切に設定していただき、定期的な事後的レポートによってそれをチェックしていくということが考えられないかということでもあります。

それから、もう1つ、使用義務等の登録義務に関しては、今ご説明を申し上げたような

形で考えることについてはどうかということでございます。

なお、参考資料につきましては、前回、池本委員からご指摘がありました破産件数について、最近は伸びているということでございましたので、資料として付けさせていただいておりますが、2015年が7万1,533件、これが2018年には8万件超ということで、伸びている状況にあります。

他方、破産理由のところにつきましては、一番下のクレジットカードによる購入というところで、6.46%、6.61%という形になっております。ただ、複数回答、あるいはその理由のところも入り組んでおりますので、必ずしも6%のみであるということではないのですが、全体としてはこういう整理がなされているということでございます。

続きまして、中間整理の骨子案ということで、資料6をご参照いただきたいと思います。

中間整理案といたしましては、まず、第1章といたしまして、環境変化と基本的な考え方ということで、1.で、これまで消費者保護と消費者の利便性の確保というバランスをとりながら法体系を構成してきたということです。そういった中で、平成28年、前回改正でも、セキュリティなどの観点からしっかり見直しをしてきたという経緯がございます。

他方で、2.ですが、テクノロジーが進展しております。こういった中で、テクノロジーの進展に伴って、これらの技術革新を取り込んでいくことによって、より利便性の高い消費者サービスの提供と消費者保護の高度な形での提供が実現されていくことが必要ではないかということです。

他方、現在の規制は、画一的な規制の中で、こういった状況に対応し切れないということがありますので、より柔軟な規制の枠組みを考えられないか。

他方で、3.ですが、未来投資会議からの要請があるということでございます。

第2章、個別の論点ですが、1.は、リスクベース・アプローチの導入ということで、これまで議論してまいりましたけれども、特には、少額サービスの分野を中心にではございますが、リスクに応じた柔軟な法規制ということを考えてはどうかという点になります。

次のページにまいりまして、このリスクベース・アプローチを適用する規制の対象範囲について、ご議論もいただいておりますけれども、行政規制のところを中心に、民事法のようなところには今回は立ち入ることなく、行政規制のところを考えてみてはどうかということです。その際に、今後、具体的な制度のあり方を整理して制度化を図ってはどうかということでございます。

また、与信審査のところにつきましては、繰り返しのになってしまいますので、ここを

覧頂くということでございますが、性能規定によりまして、与信の手法をもう少し柔軟に考えてはどうかということです。

また、指定信用情報機関の信用情報の使用登録義務については、先ほど申し上げたようなことでございます。

それから、決済横断法制につきましても、前回ご議論いただいたように、今後、横断的な法制論も検討していく一方で、足元の対策といたしまして、未来投資会議の中間整理にありますFinTech企業等の事業展開を考えて、各法においてできることは何かということでございます。

また、決済情報の利活用、RegTech/SupTech、また、時代の要請を受けた消費者保護の課題につきましては、前回と今回でご議論していただいた内容のところを軸にしておりまして、ご議論いただいた内容を盛り込んでいくことが必要であると考えております。

以上でございます。

○山本委員長     どうもありがとうございました。

それでは、討議と質疑応答の時間としたいと思います。

今、2つの資料についてご説明いただきましたが、最初に、与信審査における性能規定の導入についてご意見をちょうだいできればと思います。

これも大まかな予定ということですが、17時30分ぐらいまでこちらの審議をお願いいたします。その後、骨子案の審議をお願いできればと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

いかがでしょうか。では、田中委員、お願いします。

○田中委員     基本的に、少額・低リスクサービスで自分たちでデータを活用して与信ができる人が、指定信用情報機関の情報を使わずに事業を行うということ自体は、それならそれでいいのかなと思っています。

1点、ちょっと気になっている点がありまして、そこだけ指摘しつつ、皆様のご意見もぜひ伺いたいと思っているのは、情報の登録で、少額・低リスクのサービスが情報を使わずに行ってビジネスをしますと。それ自体はそれで結構なことだと思いますが、その情報が登録されないことに関して、その事業者自体のビジネスには影響はないと思うものの、2ページに戻ったときに、一番左ですが、極度額30万円超の、今、既存の事業者の人たちがビジネスを行うというときに、支払可能見込額調査の枠の中で黒く太くなっている「クレジット債務」、この数字が実際に消費者の人たちが受けた与信の総額とずれる可能性が

出てくると思うのです。

例えば、普通に審査すると40万円ぐらいの与信がおりるという人が、右側の「技術・データを活用した与信審査」のサービスを受けますと。そして、多分、40万円ぐらいの与信がおりて使うわけですが、ここで40万円の与信があるという情報が登録されないということになりますと、今度、その人が、一番左側のところで、またカードをつくりますといったときに、クレジット債務のところがゼロにみえてしまうということになる。本来、ここに40万円というのが出てくるべきところがゼロになると。

右側の人たちが独自の仕組みで独自の与信で事業をする分にはいいわけですが、そうではない人たちに影響が出るのではないかと。この支可調自体がそもそも形骸化しているのではないかという話は以前にもありましたけれども、そうはいっても、このクレジット債務の額みたいなのが与信に使われているというのも事実だと思いますので、そこをどう考えるべきかというところはあるのかなと思います。

○山本委員長 3 ページのところをご覧頂くと、少額・低リスクの場合には10万円以下ということなので、40万円という話にはならないという前提で先ほど説明があったかと思います。10万円超の場合は、引き続き登録義務を課すということです。

○田中委員 少額でも同じ話でして、10万円の場合でも、2つ、3つのサービスをつくっていただくということで。

○山本委員長 わかりました。一応、確認させていただきました。

他にご質問、ご意見はございますか。池本委員。

○池本委員 先ほど事務局から説明をされた中で、日本弁護士連合会が最高裁の協力を得て全国の破産事件記録調査をした、その資料の紹介をいただいたのは、ありがとうございます。

実は、その資料の中にもう一つ注目すべきデータがありまして、それは本日の資料には入っていないのですが、破産事件の債務額、負債額が、2002年からずっと2～3年ごとに調査しているのですが、100万円未満で破産に至った人の割合というものが、これは100万とか200万とか数字で区分しているのですが、2002年には1.49%だったものが、2017年には7.51%に増えているんです。

これは今の経済情勢で国民が二分化されているということもあるのか、私も何件か、生活保護を受ける状態でクレジット債務で2～3社、50万～60万あるもので破産をされたという経験も現実にあります。つまり、10万円以下は多重債務のリスクはほとんどないのだ

から、その与信審査あるいは信用情報機関の外に置いてよいという判断は、10年前と現在では違うということをまず前提に考えていただきたい。

そのことを前提にすれば、先ほどのご発言の中にもありましたが、2件、3件と少額与信を利用した情報が業界全体のクレジット債務額に反映していないということは、非常に危険な状態になるのではないか。それは両方あるわけで、既に他社でたくさん負債があつて、例えば、もう滞納が起きている人であっても、10万円以下の人はそれは関係なく与信をしてしまうということになるでしょうし、低額で与信を受けているのが何件かある、その中に滞納していても、その情報がわからずに、別の会社は与信の判断をしてしまうと。

こういう問題があつて、やはり多重債務防止には、業界全体でのクレジット債務の情報を共有して、全体像の中で判断するというのが出発点にあるはずです。その点が、何か新しい情報収集の手段、与信審査の手段であれば、それはみなくていいのだということが、その新しい手段というものについて余りにも過信に及んでいるのではないか。

現在、信用情報機関を利用し、なおかつ、従来からの支払可能見込額という、この一本線で調べるのよりはもっと精緻なものを使うというのは十分わかりますし、そちらを代替手段にするというのはうなずけるのですが、それを使うから信用情報はみなくても計算できる、だからもうみる必要がない、義務として外してよいと、そういうことに直結するのはやはり危険ではないかと思います。

それが、まず、登録に関連してのことです。

次に、照会義務との兼ね合いですが、技術・データを利用した与信審査の方法というのが、その一本線の支払可能見込額調査という方法よりは一層精緻になるという、この議論だけならわかるのですが、そのときに、そこで計算上利用しないから、信用情報をみなくても多重債務防止に支障がないだけの信頼性があるということが、どうしても理解できないのです。現に、他社で多重債務になっているかどうかを確認して、なおかつ、それでもいろいろな情報からすれば、この範囲内だったら貸してもよいという判断をするのならば、それは一つの判断だと思うのですが、みなくてよいとなると、その他社の債務状況は関係なく、自分のところの範囲内で仕入れたさまざまなビッグデータがこれだけあるから、その範囲内で与信をしてよいと踏み切っていいとなっていく。

しかし、事前に一定の与信審査の方法が合理的かどうかをチェックしていけばいくほど、結局、総合的な情報に基づいて判断しているかどうかということを審査せざるを得なくなるのではないか。そして、結局のところ、信用情報機関をチェックすることが必要になる

のではないかと。

そして、最後に残るのが、10万円以下の少額与信のときに、費用対効果、手間やコストとの関係で、その都度、毎月、チェックをしたり登録をしたりということがコストに見合わないという問題が残ります。

これは前々回にもちよっとだけ申し上げたのですが、今は、毎月、変動したものを登録せよということになっていますけれども、例えば、2ヵ月か3ヵ月に1回、合計で登録すればよいとか、あるいは、累積額3万円以上とか、4万円以上とか、一定額以上になったら登録しなさいとか、そういう登録義務の手間暇のコスト負担を抑えつつ、多重債務防止のためのバランスをとった制度設計にしていくというような方法についても、むしろ、先にそういうことから検討していくことが必要ではないかと考えます。

以上です。

○山本委員長 池本委員からは、利用と登録の両面にわたってご意見をいただきました。

ほかに。藤原委員、どうぞ。

○藤原委員 既に出た議論かもしれないので、そうであればお許しください。

自分のところで少額・低リスクで信用情報を分析して与信をできると思えば、別に義務を課すことはないのだという議論なのですが、前提として確認したいのですが、その場合、ここに出ているのは「購買履歴等」としか書いていないのですが、諸外国のスコアリングの場合、結構いろいろな情報を使っているんです。ですから、この「等」を含めて、どういうビッグデータの組み合わせなのか、どこから取得して、どんなプールに入っているデータの利用なのか、それがデータ利用として大丈夫だといえるのか。

結局、新たに入手したものは登録されている情報と余り変わらないという結論もあるし、従来とは全く違う類型、手法なのだなという結論もあろうかと思しますので、もし可能であればそこを教えていただければと思います。

○正田商取引監督課長 高度な分析などに用いるデータということになるわけですが、例えば、購買履歴、取引履歴のようなものもございますし、売買をした際の約束履行力みたいなものもあります。これは、この人が買い物をした際に、一体、何日で入金するかとか、何日で売り主として発送するかとか、この人はどのくらい約束を履行するか、あるいは、今出ておりますキャリア決済などでもありますが、通信キャリアの方々が通信料の支払いの状況に合わせて、そこから、この人はこのぐらいの与信をしてもきちんと後払いをしてくれるということで、少額の与信をするというようなこともございますし、そ

のほか、商品特性などをみて、こういう商品については債務の履行がされにくいとか、あるいは、こういう嗜好の人がこういう品物を買うとなかなか履行されなかったり、こういうものだったら履行されると、そういった情報を複合的に、これは事業者様によって採用する情報は違いますが、そういったさまざまな事業形態に応じたデータを収集していくことになるかと思います。

○藤原委員 現在の信用情報機関で使われているものは、どちらかというと個人の属性にかかわるものとか、その人の基礎的な項目にかかわるものが多いけれども、今のご説明であると、行動履歴に関するものが多いという、そういう理解でよろしいのですか。

○正田商取引監督課長 はい。

○藤原委員 ありがとうございます。

○山本委員長 では、加毛委員、お願いします。

○加毛委員 ただいまの藤原先生のご発言と重なるところがありますが、若干のコメントと、それに関連する質問をしたいと思います。まず、先ほど池本先生が示されたご懸念はもっともであると思います。ただ結局のところ、問題は、信用能力の判定に関する新たな手法に、どの程度の精度を期待できるかということに依存するよう思われます。その点を抜きに議論をするのは難しいと感じる次第です。

このことを前提として質問なのですが、資料5では、改正提案について、少額・低リスクサービスという観点と、与信審査における技術・データの利活用という観点が示されています。この両者はいかなる関係に立つのでしょうか。例えば、4ページでは「少額・低リスクサービス」の下に「購入履歴等のビッグデータや解析技術を活用して支払い可能な能力を判断できるとする者」という記載があります。これに対して「少額・低リスク以外のサービス」については「技術やデータを活用した方法で与信審査ができる事業者」という項目の中に「過去のビッグデータや与信スコアリングを活用して支払い可能な能力を判断できるとする者」という記載があります。技術・データの利用について、両者は同じことを意味しているのでしょうか。それとも違う含意があるのでしょうか。あるいは、質的には同じでも、量的な差異があるという理解なのでしょうか。この点について、ご説明をいただければ幸いです。

○正田商取引監督課長 基本的には、書き分けにそれほど大きな質的な差はないということでございます。ただ、少し少額・低リスクで出ているサービスとそれ以外のサービスにおいて、使っているデータですとか解析の技術のようなものは、より近い表現をすると

こうかなということではあったのですが、基本的には大きな質的な差はないという認識でございます。

○加毛委員 「少額・低リスクサービス」の方には「購入履歴等」というデータの具体例の記載があり、例えば、ECサイトなどを運営する事業者が当該サイトにおける取引を通じて得られるデータを利用して与信判断を行うことが想定されているようにも思われます。これに対して、「少額・低リスク以外のサービス」については「過去のビッグデータ」という記載があり、例えば、事業者が他の主体からビッグデータを取得して与信判断に活用するという事例が想定されているような印象も受けます。しかし、両者の間には、以上のような区別は存在しないと理解してよいでしょうか。

○正田商取引監督課長 そのところは、「少額・低リスク以外のサービス」のところにあります過去のビッグデータというのは、例えば、あるクレジットカード会社さんがそれまでのクレジットカード取引についてのデータを膨大にもっていて、そういうところからスコアリングによって推定できるというようなことでございまして、他社さんからもってくるというよりは、自社なりでもっている過去情報に基づいてということですので、基本的に質的に大きな差はないという認識でございます。

○山本委員長 ほかにいかがでしょうか。沢田委員、お願いします。

○沢田委員 ありがとうございます。信用情報機関の利用と登録に関してですが、一般論として、いろいろなことを判断するにあたって参照できる情報というのは、多いにこしたことはないと思うのです。今回、使いたくない、使わなくていいとしようとしている理由は、ひとえにコストと使い勝手の問題と理解しました。実務がわからないのでお聞きしたいのですけれども、では、一体幾らかかるのですか。費用対効果が合わないという理由も上がっていましたので、それをお聞きしたいと思います。

何をいいたいかというと、まずは、コストを下げて使いやすくすることを考えるべきなのではないかと。そうでなければ、使うことに義務でなくなったとしても、使いたい人が使えないことになるので、まずは使いやすくすることを考えるべきではないかと。

今の信用情報機関の情報集約の仕組みが、業界全体にとって不可欠ということであれば、または今の形でなくても、そういう仕組みが不可欠なのであれば、新規参入の方々も含めて、規模とか取引額などに応じて会費のようなイメージで負担していただくという考え方も、自分は使わないけれども他の人のためにというのもありだと思うのです。

この先ちょっと心配になるのは、高いから使わないし、自分のデータも入れないという

ことになれば、データベースとしては価値がどんどんなくなっていくわけで、それでいいのだとすれば、それに代わる何かを考えなくていいのかと思っております。つまり、これは池本先生のご指摘とも重なると思うのですが、多重債務につながる可能性のある情報を集約するような仕組み、機能をどのように確保していくかを議論すべきなのではないかと。

もう1点、支払可能見込額調査に関して、面と向かって年収や家族構成を聞かれるのはもちろん嫌ですけども、それとは別に、知らないうちに自分の情報が流通してプロファイリングされるのも嫌ですよ。今のところは事業者の枠を超えることは考えていらっしゃらないということですが、枠を超えないと情報集約できないわけですから、事業者の枠を超えるようなデータ利活用に関して、むしろプライバシーの観点からの規律が必要になってくると思うのですが、今はそっちの方向性がみえず、今あるものを使わないという議論にしかみえないので、もう少し議論が必要ではないかと思いました。

○山本委員長     どうでしょうか。沢田委員からは、ヒット率と照会コストに関するお話がありましたが、これはむしろオブザーバーの皆さんからご発言いただけますか。

では、青柳様。

○青柳氏     メルペイの青柳と申します。メルカリのグループの中でFinTechをやらせていただいております。

コスト面については幾つかあるのですが、基本、事業者としては使いたいとは思っています。これを選択的に使いたいと考えているという、極端ではないものとしてご理解いただくといいのかなと思っています。先ほど委員の方からご質問があったように、売買履歴とか延滞の状況ですとか、若年層保護ということから利用者の年齢ですとか、そういったものから有意なものをうまく組み合わせて与信をさせていただきたいと思っているのですが、その中で、例えば、5,000円のもののある程度与信できるなという方が使っている場合に、それも全部登録します、照会しますということなのでしょうか。

あるいは、直近で利用がみられなかったり、我々としてはスコアが例えばハイリスク、もしくはリスク評価が余りないみたいな方について、突然出てきた5万円の取引については、選択的に充てると。その上で、当然、コストもお支払いするし、登録義務というのも、フリーライドしてはいけないと思いますので、もっていくというようなあたりが、ちょうど利便性の向上と多重債務の保護というところを両立できるのではないかなと思っています。

この事前チェック、事後チェック、プレッジ・アンド・レビューという中に、この枠組

み自体がリスクベースだと思うのですが、事業者自身がそういうリスクベースの与信をしているかと。それをしていないとより危険なわけですし、今申し上げたような形でリスクベースをちゃんとわかった上で与信をしているということであれば、この少額・低リスクサービスの中でより高額のものも充てていますねということであれば、先ほど田中委員からあったような、他事業者でこうあった場合にどうだというときに、小さいものははじけるけれども、大きいものについてはちゃんと登録もさせていただいて、信用情報機関に協力させていただくとともに、より実効性を上げられるのではないかなとまず思っているというところが、事業者を代表しての意見です。

コストの部分ですが、都度の利用をさせていただくコストもあると思うのですが、利用にかかるまでのリードタイムが異様に長いというのもこれはまた別のコストかなと思っていまして、現状ですと、企業登録からC I Cさんなどと接続して開始というところまで、直列につないで1年弱ぐらいをベースとして、要する形になっています。

貸し金業だと実はもっと短くて、3ヵ月か、長くてももうちょっとぐらいの期間のところに対して、実はよりこの割販業のほうがお客様の保護という観点からもいい使い方かなと思っていりますが、そこが逆転してしまっていることについて、事業者からすると、1年間、人を雇い続けなければいけないので、そのほうが実はコストなのではないかなと考えております。

○山本委員長　さらに多くの委員のご発言のお申し出があります。時間がかなりおしていますので、2ページに使用義務についての考え方、3ページに登録義務についての考え方、4ページに全体のイメージが示してありますので、なるべく簡潔にご発言いただければと思います。二村委員。

○二村委員　ありがとうございます。まず第一に、低リスク・少額というまとめ方ですが、信用供与の場合には、金額が低いこと、イコール低リスクでは必ずしもないと思っております。つまり、期間の問題というのがどうしても抜きがたく出てくるわけで、将来予測というのを伴うときに、期間が長くなればなるほど貸し倒れ、あるいは過剰債務の問題というのは出やすくなると。そういう点で、ここで低リスクを単に少額と切り出しているということは、ちょっと違和感が残る部分です。これが1点目。

それから、信用情報機関を使うかどうかということに関し、今ここでいっているのは、使ってはいけない話をしているわけではなくて、使う義務の話なわけですね。ご承知のように、マンスリークリアについては、日本のクレジットカードでいえば90数%がマンスリ

ークリアですが、登録義務はありません。照会義務也没有。ただ、現実問題として、照会をしている、登録をしているという実態はありますが、法律上の義務としては課していないことになります。

あるいは、二月（にげつ）払いでの後払いサービス、ネットプロテクションさんですか、幾つかの事業者さんがやっていますが、これについては信用情報機関に全く加入していないはず。ここはまさに低額であり、二月以内、ショートタームで金額が低いということで、自社のデータベース等を活用しながら運用しているという部分で、そこがあるが故に危惧されるような多重債務の問題が今起きているかという、それは全く聞いたことがないわけですね。

そういう点では、やはりリスクをみながら、どの範囲で使う義務を課すのか、それから、別に使うことを排除はしないが、そこは事業者の裁量に任せるのかというのは、出てきておかしくないだろうと思っております。

それから、登録について言い忘れました。登録に関して、公共財としての側面、C I Cなどの信用情報機関のもっている情報というのを公共財としてどこまでとらえるかという話だろうと思っております。その公共財としてとらえた場合に、その利用目的の限定であるとか、今後の活用の幅を狭める要素も出てきますので、どこまで公共的性質というのをみていくのかというのは、慎重な議論が必要だろうと思っております。

○山本委員長     それでは、丸山様、お願いします。

○丸山氏     照会と取引についてそれぞれ申し上げさせていただきます。

先ほど来、多重債務の防止という話も出ていまして、非常に重要だと思っております。ただ、今、キャッシュレスが不安だ、クレジットカードが怖い、むしろ安全に使うからという方が20代に非常に多いです。こういう方々が今どういう消費スタイルになってきているかという、インターネットで買い物をします。

インターネットで買い物をする方というのは、大体10時以降に使う方がピークタイムがまいます。そのときに初めて、例えば5万円の、今ですと夏の洋服を買いましょうと。1万円ずつ5ヵ月間ぐらい使うから、二月以上、3回以上みたいな使い方になるわけですね。こういう方々は、恐らく、今みつけて、今買うみたいなときに、リアルタイムで判断をしているようなご要望があります。

こうなったときに、先ほどのコストの話になるのですが、例えば、信用情報機関が24時間リアルタイムで参照できませんというお話について、システム全体を変えたらどれくら

いの投信もかかるのかとか、もし今の社会情勢に合わせて、利用者の方の使い勝手に合わせてやるときに、トータルでどの程度のコストがかかるのかといったときに、どちらがやったほうがいいのかという考え方もあるのではないかと考えているのが参照のところでございます。

登録に関しても、おっしゃることも大変理解する部分もございしますが、参照のところに近いのですけれども、今、参照も登録についても、非常に大きな金額をかけて登録し参照することを前提にした非常に重いシステムになっていると思います。登録にも参照にも、実はパッケージソフトみたいな高額なソフトを入れないと、信用情報機関に参照するファイルも解析ができない、登録もできないのです。非常に重い与信のための参照・登録になります。

これは違うところでいくと、決済システムなども重いシステミックリスクがあるものと、簡易な送金システム、インターネットの100万円未満の送金みたいなものが別のところがありますが、今の社会制度ですとか少額・小口の利用でいくと、全てを重い仕組みに合わせたものに合わせにいくというのは少し無理がある。社会コストが上がるのではないかとこの気もします。

そういう意味では、少額のものに関してはもっと簡単にアクセスできるシステム・制度、登録においても、先ほど先生からも出ましたが、相当額に達しない限りは登録しなくてもいいですとか、登録する内容を絞るですとか、そういったことも考えていく必要があるのではないかなと考えてございます。

○山本委員長　では、岩下委員、お願いします。

○岩下委員　ありがとうございます。まず、2ページのところですが、これは以前に本会で随分議論になったテーマです。そのときにも出ましたが、イノベーションを推進するのか、それとも消費者保護を引き続きやっていくのかというところに一種のトレードオフがあります。イノベーションのために消費者保護はしなくていいということではないし、消費者保護のためにイノベーションをしなくていいというものでもないと思うので、どこかで妥協が図られなければいけないわけです。その妥協案を出してくださったという意味で、事務局の提案は、とても支持できるものです。

先ほど丸山オブザーバーからもご発言がありましてとおり、資金決済の世界でも、決済法制の見直しの議論を金融審議会で進めておりますが、ある程度少額の取引については、現在の仕組みの中でも非常に重くなっている消費者保護の規制をある程度外してもよいの

ではないかという議論が出てきております。少額取引についてはイノベーションを促していこうとしているわけです。

少額であれば、仮に消費者保護に問題が生じたとしても、その度合いは限られると考えられますので、決して消費者保護をないがしろにしているわけではありません。多重債務者をどんどん生んで構わないということではなくて、そういうことにも気を配りながら、イノベーションを促していこうということです。

一方で、この２ページのクレジット債務のところに数字を入れて、個人が申告した年収から引いて、こういうふうに計算しなさいというのは、かなりオールドファッションのチェックの仕方であって、しかも、それが本当に有効なのかということについては、各社さんとも不安に思っているところ、だからこそ、自社で独自の判断をされているのだと思います。

これが一種のエクスキューズになっている面はないかということも含めて、この制度自体をレガシーにしまっていていいものだとも思いませんが、本当にこの形が消費者保護のために最適なのかということも含めて考えることが必要です。ただ、既にもうたくさんの参加料を払ってしまっているわけですから、あるものはせつかくだから生かしていきましようということでしょう。

少額取引について、多分、実際に悪いことをする人は、少額でも他社を回って少額ずつ借りるというのはそのとおりだと思います。ただ、そうだとすると、全体に与える影響は極めて少ないはずですので、少額取引は登録をしないことによって、このデータベースの公共財としての価値が大きく毀損されるということはないのではないかと思いますので、登録と参照の両方について、私は事務局案を支持させていただきます。

○山本委員長　　まだご発言をお申し出の方がおられますけれども、申しわけありませんが、最後の議題もありますので、このあたりで与信審査についての性能規定の導入については一応閉じさせていただきまして、中間整理の骨子案についてご意見をちょうだいできればと思います。

今の性能規定の導入のところにつきましても、中間試案骨子案に関連付ける形でご発言いただくということもあるかと思います。よろしくお願いいたします。

渡辺委員、お願いします。

○渡辺委員　　中間整理の骨子案について、２つ申し上げたいと思います。

１つ目は、今、話題になっておりました性能規定でございますが、これは骨子案という

ことですから、これからさらに充実させていくことだとは思いますが。ただ、今の段階でのものを拝見いたしますと、この骨子案の性能規定についての2ページ目の2. ですが、性能規定というのがどういうものかということが必ずしも書かれておらず、いきなり、「性能規定の適用にあたっては」と書かれているように読めます。

そして、目的が書かれておりませんので、もともとが過剰与信の防止という社会政策的な意図があるのだということがみえず、個社の延滞とか貸し倒れ防止という利害関係だけが焦点になっているように誤解されないかということをちょっと危惧いたします。

これはたしか平成29年のこの小委員会の報告書では、性能規定という考え方はかぎ括弧つきで始まっていて、過剰与信防止という目的を達成するための具体的な手続だということが明記されていたと思います。ですから、このところも誤解がないように、さらにお考えいただければということです。

その意味では、この性能規定という言葉、今さらかもしれませんが、使うかどうか、使うとしたら、どこかに注釈を加えたほうがよいのではないかというのが、一般消費者へのわかりやすさという観点からは、吟味の必要があることではないかと思います。もともとこの用語は、建築基準ですとか、経済産業省さんの関係では電気用品とかガス用品といったものの技術基準について、「仕様規定」から「性能規定」へという流れで出てきた言葉だと理解しております。

建築構造物ですとか電気・ガス用品といったものが備えるべき基準ですので「性能」ということなのだと思いますが、与信審査の基準というときには、「性能」という言葉を当てるのかどうか。もし当てるのであれば、こういう趣旨なのであるということを明記しておいていただいたほうが親切ではないかと思った次第です。

それから、この骨子案の冒頭は、平成28年改正における改正の観点や目的から当然書き始められていることになります。今回のこの小委員会が再スタートしたこととの接続性という意味でいいますと、前回の改正が施行されて1年足らずではありますが、成果が上がった点や成果が上がりそうな点、あるいは、成果が期待されるものなどを明記した上で、さらなる検討が必要なものとして、今回、この報告書に至ったものであるという説明が必要ではないかと思います。

いみじくも正田課長が先ほどこの部分をご紹介されたときに、1. から2. へ移るときに、たしか「他方で」という接続詞が使われたと思うのですが、これまでやってきたこと、これはこういう成果が期待される、しかし、他方で、こういう技術の進歩があり、な

おかつ、未来投資会議からの要請もあったということのほうが適切なのかと思います。28年改正はそれはそれとして、その後、決済テクノロジーも進展して、未来投資会議から要請もあったから今回審議を再開しましたというようなことは、この小委員会の本意ではないと思いますので、お考えをいただければということを申し上げたいと思います。

以上です。

○山本委員長 前半の性能規定の考え方ですけれども、4ページにはっきり、「与信審査結果を超える与信の禁止——支払い可能と判断した能力を超えた与信の禁止（現行の包括支払可能見込額を超えた与信の禁止と同様の考え方）」ということで明記されておりますので、そのあたりをどのように盛り込めるか、さらに検討したいと思います。

他にご発言はございますか。田中委員。

○田中委員 2ページ目の2. ところですが、先ほど丸山様からご指摘があった信用情報機関に接続するパッケージをつくっている1社が弊社でございまして、本部が違うこともあって、幾らで売っているのかとか、ここでは申し上げられないのですが、こんなことをいうと帰って会社で怒られるかもしれないのですけれども、特定のシステム、みんなで使うシステムにつなぐために、第三者の仕組みをわざわざ買ってきてつなげなければいけないという状況があること自体が、そもそも何かおかしいんじゃないかと率直に思うわけです。

先ほどの議論の後半のところに出てきていたと思うのですが、指定信用情報機関にある情報を絶対使いたくないと思っている人は多分いないはずで、これが簡単に使えるならば、現実に延滞している人の情報なのですから、それをまぜ込んでビッグデータ分析したほうが効率がいいのは、もうみんなわかっているわけですね。それでも使いたくないという声が出てきている状況がやはり問題があるので、2. のところに、今の指定信用情報機関のユーザビリティですとかサービスレベル、先ほどの公共性みたいなところも鑑みて、実際どうあるべきなのかといったところをきちんと指摘しておいていただくことは必要なかなと思いました。

○山本委員長 では、次に、康井様、お願いします。

○福田氏（康井氏代理） 本日、康井に急用がございまして、代理として福田が発言させていただきます。よろしくお願いいたします。

委員の皆様、オブザーバーの皆様の発言をお伺いしておりまして、私ども、FinTechベンチャーとして発言をさせていただきたいと思います。まず、信用情報機関の使用について

ての是非は、「でなければならない」という義務という形が問題であると感じております。義務になってしまうがゆえに、例えば、私どものような小規模のサービス事業者によっては負担がかかる、ないしは、逆に経営リスクのほうにリスクがかかるといったような弊害が生じてしまうと。

広く国民の経済、商行為を発展させて、我が国の発展に寄与するための割賦販売法であるという前提であるならば、このような消費者及び産業の新しい技術、ないしは新しい考え方といったものを積極的に受け入れていって、多様な方法をもって健全な信用サービスの・提供を実現していくことが、本来、あるべき原点だと考えております。

その上、信用情報機関及びそのリスクベース・アプローチも同様かと存じますが、可能性の中の選択肢として、広くとり得る環境を今後育成していくことをまずポリシーとして掲げていただくことが大変ありがたいと考えております。

故に、信用情報機関は、「必ず利用しなければならない」という表現ではなく、「～を活用しながら」とか、ないしは、「その方法によらず」といったところで、先ほどから出ておりますクレジット・ヒストリーでの能力の限界をサービス・ヒストリーで補填していく、ないしは、サービス・ヒストリーを中心にとらえたほうが効率的な与信の提供の仕方というものを模索していく、こういった考え方に賛同を頂戴できるような形にまとめていただけるとよろしいかなと存じます。

○山本委員長　先ほど二村委員からもございましたが、強行法的な義務づけが全てではなく、現行法下においても、義務はなくても、個社の判断においていろいろ利用している、その考え方をもう少し発展させると、そういう方向のご意見だったかと思います。

次に、池本委員。

○池本委員　発言メモを資料に加えていただきましたので、それを一つ一つ読み上げるということは、もう時間もありませんので、避けたいと思いますが、各項目についてそれぞれいいたいことがあります。そのポイントは、まず、今回、5月にとりまとめるのはあくまで中間整理であるという位置づけをされております。本日の議論の中でも出てきましたが、技術・データを活用した与信審査方法というものが一体どういう範囲のものをどういうものとして、どこまでのものを受け入れるということなのかという、枠づけがまだ十分煮詰まっていない。

したがって、収入から債務と生活維持費を差し引くというもこの単一の計算式のままではよくないというところまでは概ね了解しているのですが、では、どういう水準のものな

らよいのか、ましてや、信用情報をみなくても、それだけでいいというだけの合理性のあるものかどうかというのは、判断がつかない状態に今あるのではないかな。

そうしたときに、この信用情報機関は、各社が与信審査のための便宜として、参考情報として利用して有用であるという意味と、多重債務者を防止するという社会的要請から始まった、それが義務として10年ほど前に置かれた。そして、今、キャッシュレスの進展によって、前払い、後払いがクリックボタン一つで変わってしまうという、その中でまた多重債務者がふえていくのではないかということが危惧されている中で、どういう制度設計をするのか。

それこそ、先ほど、信用情報機関の利用のコストという話がありましたが、横断的法制度の中で、私は前回少し申し上げましたが、貸し金、銀行、クレジットの信用情報機関を一本化し、その信用情報機関そのものの利用の便利さをもう少し見直せば、もっともって各社が、最低限これを利用するというのは、コスト面だけではなくて、手間暇でも負担にならないようなことができるのではないかな。

そういったことこそ先に議論していけば、消費者の多重債務防止という安全・安心のことと、それから、さまざまな事業者の参入ということが両立し得るのではないかな。そういった両方の面を今後引き続き議論するという意味で、ここで、これはもう外す方向だ、これはどれでもいい、みたいな形に方向づけが確定しないようにとりまとめをお願いしたいと思います。

以上です。

○山本委員長 現在もクリン・システム等がありまして、貸し倒れ等の情報交換・交流は法的な義務づけのない中でもちゃんとされているわけですので、そのあたりを全体としてどのようにこの中に盛り込んでいけるかは、さらに検討させていただきたいと思います。

他にご発言はございますか。

與口様、お願いします。

○與口氏 1点、意見と、あと2点、確認をさせていただければと思います。

1つは、4.の決済情報の利活用というところで、クレジットカード会社が行うオープンAPIについて後押しをしていただくというのは、非常にありがたいことだと考えていますが、「より一層のAPI開放を進めることが必要と考えられる」という表現について、うがった見方かもしれないのですが、あくまでもクレジット会社の今のAPIの連携についてのガイドラインというのは、任意性をもってやっているものと理解をしております。

ます。

銀行さんのほうは、先ほどご説明があったように、あくまでも努力義務ということではありますけれども、ある程度強い意向があって接続を進めていこうという考え方があるかと思っております。

そういう意味で、ここで書かれている「API開放を進めることが必要だ」といっているのは、銀行さんのような、ある種、努力義務まで法律のようなもので課していこうとしているものなのか、それとも、あくまでもクレジット会社の任意性に委ねられるものなのかということを確認させていただきたいというのが1点目です。

クレジット会社については、銀行さんのように、為替取引のような、ある種、独占的なものをもっているわけでもありませんので、クレジット会社自身が、ちょっと古いタイプですけれども、FinTech事業者という位置づけであるものです。そういう意味では、競争相手との接続を強要されるというのはいささか戦略上問題があるかと思っておりますので、この点は意見を述べさせていただきます。

それから、もう1つの確認事項は、3. の決済横断法制に関して、2段落目の「一方」というところですが、未来投資会議の中で、記憶が正しければ、プリペイド・ポストペイをシームレスな形で決済を進めることが提言されていたような気がいたしますが、ここで表現されている関係各法における少額・低リスク事業者に対する整備という考え方というのが、この少額・低リスクにおいて、金融庁さんがやはり少額取引というものを今、金融制度スタディグループで議論されていらっしゃるんですが、横断法制ということで、少額の取引について、一つの法制度でやろうと考えていらっしゃるのか、あくまでもここに書いてあるように、それぞれ割販法での少額取引、それから、スタディグループでは確か送金業ということで整理されていたと思いますので、資金決済法で整理をしていくという理解なのかという事です。この点について確認をさせていただければと思っております。

○正田商取引監督課長 手短にご説明を申し上げます。

1点目のところについては、ご指摘のとおり、銀行分野とクレジット分野は違いもありますし、類似性もあるということで、一律に銀行法の形ということで決め切っているということでもないですし、また、それがいいかどうかというのは、きちんと議論しなければいけない話です。このため、それ自身を念頭に置いたということでは全くございません。参考にするということは当然あろうかとは思っております。

他方、少額の部分についての横断という話でございますけれども、今ご指摘のあったシ

ームレスなというところについては、未来会議ではなくて、2月13日の麻生大臣の未来投資会議での資料と、金融スタディグループでの議論がなされているということでありますので、それとの関係におきましては、少額の部分の各法のところの範囲なのか、さらに、それとの関係でシームレスな形というところで、どのように金融スタディグループで議論されるかというところをみながら、全体を整理していくことであろうと思っています。

○山本委員長　それでは、本日も大変活発なご意見を賜りまして、誠にありがとうございます。時間が迫ってまいりましたので、このあたりで本日の議論を閉めたいと思います。

事務局におかれては、本日、各委員からいただいたご意見を十分に踏まえて、今後の小委員会における議論に反映していただくようお願いいたします。

では、最後に、事務局から連絡をお願いいたします。

○正田商取引監督課長　今後の開催につきましては、資料8でございます。次回は、5月20日、10時から12時ということで、中間整理への案をとりまとめのための議論をさせていただきたいということでございます。骨子案をブラッシュアップさせた形で、皆様方からのご意見を踏まえましてご提示させていただきたいと考えております。

○山本委員長　以上をもちまして、小委員会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

——了——